清瀬市ホームビジター派遣事業

施策のポイント

自治体では全国初の事業。今までの事が起きてから のサービスではなく、起きる前のサービスを行うこ とで、虐待などの予防につながる。

自治体情報

東京都清瀬市

73,779人

/ 14,728,713千円

担 当 課 子ども家庭部子ども家庭支援センター

電話番号 直通 042-495-7701 代表 042-492-5111 内線 577

実施主体 清瀬市

関連ホームページ http://www.city.kiyose.lg.jp/

事業期間 平成21年度から

参考とした施策

関係施策分類

施策の概要

取組に至る背景・目的

この事業は、子育て困難な状態になってから支援するのではな く、家族に回復力がある状態のうちに早期に支援することで、保 護者の子育て意欲を高め子どもの安定した地域での家庭生活を保 障し、子ども虐待の予防・防止につながることを目的とする。

🎾 取り組みの具体的内容

就学前の乳幼児の育児不安等を抱えている家庭に対してホーム ビジターが訪問し、保護者の話を聞き、家事・育児に一緒に取り 組む。

- (1) 実施主体 清瀬市
- (2) 委託先 特定非営利活動法人 子育てネットワーク・ピッコロ
- (3) サービス内容 ① 子育てや家事等に関する傾聴活動
 - ② 子育てや家事を協働して行う活動
- (4) 頻度・回数・対象数
 - ① 概ね1週間1回2時間程度で4回を上限とする
 - ② 年間 50 家庭を想定
- (5) 提供体制
 - ① コーディネーター1名と補助コーディネーター1名を置く
 - ② ホームビジター養成講座の実施
 - ③ スキルアップ研修の実施

施策の開始前に想定した効果、数値目標など

子育て力の低下、家庭機能を充実させることで子育てに対する 不安を解消し虐待の未然防止に寄与する。

清瀬市副令第41号 子ども家庭自 清瀬市ホームビジター派遣事業実施要綱を次のように定める。 平成21年4月16日 清極市ホームビジター派遣李楽実施要綱 (前的) 第1条 この展開は、背別不安等を抱え数学前の見必要を向する意識に対し て、ホームビジラーを附置し、協働して見め死の背見及び家事等を行う支援 (以下「支援所能」という」を実践することにより、保護すの子等で高軟 の作上及可求地の交流した場合での最近他の保養を関う。もって選別な 子等で高機の整備及び取扱の関係の特徴に告考することを目的とする。 第2条 この要側において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定め るところによる。
(1) ホームビジター 診開による支援指摘を作うボランティアをいう。
(2) コーディネーター 単純児の性格及び海神教況並びに居住場所、機能者
の生能状況等を作服し、乳効児や膨胀に退した背別及び家辛等の支援の計 面及び調整を行う者をいう。

人でも美育している家庭であって、次の各号に掲げるいずれかに該当し、育 児又は家事等に支障をきたしている者とする。 (1) 孤立した状況にあり、自ら支援を求めることが困難な者 (2) 若年で養育をする者(3) 多子同時出産等をした者 (5) 前各号に規定する者のほか、市長が特に必要と認める者 (ホームビジターの悪件等) 第4条 この事業においてホームビジターとなる者は、心身ともに健康であっ 84条 この参照においてホームにグターでなるすび、心質でもに現場であっ で、ファミリー・サポート・センターを接の保育サービス開発を全地で かつ、ホームスタート・ホームビジター機能開議を修丁した地とする。 市長は、新別に規定する等別に誘導し、かつ、ホームビジターになろうと する者に対して、ホームビジター要類別能を提出させるものとする。 第5条 市長は、支援指動を利用しようとする者(以下「利用者」という。) に対して、ホームビジター申込み・紹介書を提出させるものとする。 (利用回飲及び時間) 第6条 利用者が支援活動を受けられる回義は、同一世帯について振ね1週間 1回とし、4回を限度とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限 ホームビジターが支援活動を実施する時間は、1回の支援活動につき 2時 第7条 ホームビジターが行う支援活動の内容は、次の各号に掲げるとおりと (1) 食事の準備、洗濯及び掃除等を協備して行う家事支援 (2) 育児不安等に対する領職及び助言

(3) 乳幼児の世話及び外帯等を協備して行う肯児支援 (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める支援

第3条 この事業の利用対象者は、滑瀬市に住所を有し、蔵学前の乳幼児を

4 現在までの実績・成果

(申請) 24 家庭

(終了) 22 家庭 ※転出等があったため

いわゆるグレイゾーン家庭を支援することで、今までの事が起きてからのサービスではなく、起き る前のサービスを行うことで、虐待などの予防につながるというようなシステムが構築されつつある。

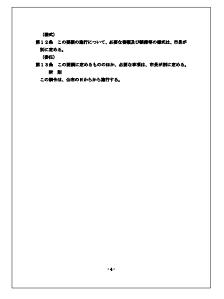
5 導入・実施にあたり工夫した点や苦労した点とその対処法・解決策など

この事業を周知するため、関係機関との連携に力を入れた。例えば、健康推進課による「こんにちは赤ちゃん事業」での PR。つどいの広場におけるアドバイザーからの周知など。

6 今後の展開と課題

こんにちは赤ちゃん事業の推進が求められる中、清瀬市ではほぼ 100%に近い訪問が実施されている。こうした中、訪問の際に発見される不安を抱える母親への対応を強化する事業としては今回の取り組みの成果に期待するところが大である。また、いかにして、グレイゾーン家庭に関われるかが課題でもある。

第8条 市長は、ホームビジター構造事業 (以下「事業」という。) の全額又 は一部を担人に影響して実施することができるめのとし、影響を受託する事 業者 (以下「事業等」という。) は次の名号に掲げる事業を受託する事 まる。(1) 実施事業の同様な需要を包含ため、コーディネーター及び動物コーディ ネーターを値くこと。 (2) ホームビジターの製造及び管理に関すること。 (3) 利用組織者からのした必要がにあるがは、対しました。。 (6) ホームビジターの製造をある解離類を必要が顕著しますること。 (6) ホームビジターの製造をある解離類を必要が顕著しますること。 (7) ホームビジターの製造、事業及び機能に関すること。 (6) ホームビジターの製造・事業を加速に関すること。 (6) ボームビジターの製造・事業の施能の合作の作成及び最近に関すること。 (6) ボームビジターの製造・事業を対しませるものとする。 (6) 素の計画を建設を、ませかに提出をさるものとする。 (6) 素の計画を建設を、ませかに表出をさるのとする。 (6) 素の計画を建設を、ませかに表出をさるのとする。 (6) 素の計画を建設を、ませかに表出をさるのとする。 (6) 素の計画を建設を、ませかに表出をする観音の関係に関すると まのいまなが、対象をは、対象をがである。 (6) 素の計画を対象を対象した。 (7) 素の対象を対象した。 (7) また、エームビジター及びコーディネーターは、次の名号に関する事業を発がしていたがない。 (1) 個人情報等を表してなならない、その最を減かたまも開業とする。 (2) 個人情報等を表してなならない、その最を減かたまも開業とする。 (3) 個人情報等を表してなならない、その最を減かたまも開業とす。 (4) 個人情報等を表してなならない、その最を減かたまりを開業とする。 (3) 個人情報等を表してななるない、その最を減かたまりを表してならない。 (4) 個人情報等を選出の近めに発見してなならない。 (4) 個人情報等を選出の近めに発見してなならない。 (4) 個人情報等を選出の近めを見してなるない。 (5) 個人情報等を選出の近めを見してなならない。



予算関連データ

総額		財源内訳(財源区分:①~⑤)				
①~⑤の計		①国費	②県費	3起債	④その他	⑤一般財源
1,844 千円		0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	1,844千円
①~④の名称、 所管など	名称					
	所管					
	金額					
	補助率					

提供可能資料:清瀬市ホームビジター派遣事業実施要綱